

野田市立図書館及び野田市コミュニティ会館 の管理に関する変更協定書

野田市（以下「発注者」という。）と株式会社図書館流通センター（以下「受注者」という。）とは、平成31年3月27日付けで締結した野田市立図書館及び野田市コミュニティ会館の管理に関する基本協定書第54条（協定の変更）に基づき、次のとおり変更する協定を締結する。

変更後	変更前																		
<p>【管理仕様書】 5 指定管理者が行う業務</p> <p>指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。保守点検業務等の詳細については、別紙個別仕様書のとおりとする。</p> <p>なお、業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的業務については、野田市の承諾を得て専門の事業者に委託できるものとする。</p> <p>図書館</p> <p>(1) 図書館の管理運営に関する業務（略） (2) 図書館資料の受入・整理・保存に関する業務（略） (3) 図書館奉仕に関する業務（略） (4) 読書普及活動に関する業務（略）</p> <p>コミュニティ会館</p> <p>(1) コミュニティ会館の利用に関すること（略） (2) コミュニティ会館の設備等の維持管理に関すること（略）</p> <p>その他、図書館、コミュニティ会館の管理運営に関すること</p> <p>(1) 図書館、コミュニティ会館の管理に関すること（略） (2) 図書館、コミュニティ会館の運営に関する業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">業務内容</th> <th style="width: 50%;">要求水準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">①から⑩まで（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫ その他図書館及びコミュニティ会館の管理運営</td> <td>各施設の趣旨を十分理解し、業務を遂行するものとする。その他、不明な事項等が発生した場合については、野田市と指定管理者が誠意を持って協議し、決定するものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑬ その他</td> <td>関根名人記念館の平日夜間の管理業務を実施すること。 別紙4 関根名人記念館管理運営業務仕様書のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	要求水準等	①から⑩まで（略）		⑫ その他図書館及びコミュニティ会館の管理運営	各施設の趣旨を十分理解し、業務を遂行するものとする。その他、不明な事項等が発生した場合については、野田市と指定管理者が誠意を持って協議し、決定するものとする。	⑬ その他	関根名人記念館の平日夜間の管理業務を実施すること。 別紙4 関根名人記念館管理運営業務仕様書のとおり	<p>【管理仕様書】 5 指定管理者が行う業務</p> <p>指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。保守点検業務等の詳細については、別紙個別仕様書のとおりとする。</p> <p>なお、業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的業務については、野田市の承諾を得て専門の事業者に委託できるものとする。</p> <p>図書館</p> <p>(1) 図書館の管理運営に関する業務（略） (2) 図書館資料の受入・整理・保存に関する業務（略） (3) 図書館奉仕に関する業務（略） (4) 読書普及活動に関する業務（略）</p> <p>コミュニティ会館</p> <p>(1) コミュニティ会館の利用に関すること（略） (2) コミュニティ会館の設備等の維持管理に関すること（略）</p> <p>その他、図書館、コミュニティ会館の管理運営に関すること</p> <p>(1) 図書館、コミュニティ会館の管理に関すること（略） (2) 図書館、コミュニティ会館の運営に関する業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">業務内容</th> <th style="width: 50%;">要求水準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">①から⑩まで（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫ 図書館協会への加入</td> <td>日本図書館協会に加入し、負担金を納入すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑬ その他図書館及びコミュニティ会館の管理運営</td> <td>各施設の趣旨を十分理解し、業務を遂行するものとする。その他、不明な事項等が発生した場合については、野田市と指定管理者が誠意を持って協議し、決定するものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑭ その他</td> <td>関根名人記念館の平日夜間の管理業務を実施すること。 別紙4 関根名人記念館管理運営業務仕様書のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	要求水準等	①から⑩まで（略）		⑫ 図書館協会への加入	日本図書館協会に加入し、負担金を納入すること。	⑬ その他図書館及びコミュニティ会館の管理運営	各施設の趣旨を十分理解し、業務を遂行するものとする。その他、不明な事項等が発生した場合については、野田市と指定管理者が誠意を持って協議し、決定するものとする。	⑭ その他	関根名人記念館の平日夜間の管理業務を実施すること。 別紙4 関根名人記念館管理運営業務仕様書のとおり
業務内容	要求水準等																		
①から⑩まで（略）																			
⑫ その他図書館及びコミュニティ会館の管理運営	各施設の趣旨を十分理解し、業務を遂行するものとする。その他、不明な事項等が発生した場合については、野田市と指定管理者が誠意を持って協議し、決定するものとする。																		
⑬ その他	関根名人記念館の平日夜間の管理業務を実施すること。 別紙4 関根名人記念館管理運営業務仕様書のとおり																		
業務内容	要求水準等																		
①から⑩まで（略）																			
⑫ 図書館協会への加入	日本図書館協会に加入し、負担金を納入すること。																		
⑬ その他図書館及びコミュニティ会館の管理運営	各施設の趣旨を十分理解し、業務を遂行するものとする。その他、不明な事項等が発生した場合については、野田市と指定管理者が誠意を持って協議し、決定するものとする。																		
⑭ その他	関根名人記念館の平日夜間の管理業務を実施すること。 別紙4 関根名人記念館管理運営業務仕様書のとおり																		

本協定を証するため、本書を2通作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

受注者 東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 細川 博史